

平成目安箱への回答 No.18 (犬のフンに迷惑しています。)

担当主管課：環境課 環境・エネルギー係 電話 72-4438

要望等内容	回答
<p>家の前に犬のフンが落ちていて、飼い主が持って帰ってこない事があり、大変に迷惑しています。おそらくこういう経験をしている人は多いと思うんです。犬のフンに迷惑している人が報告出来るサイトがあれば、だいたいどの犬や飼い主がフンを持ち帰っていないか特定しやすいと思います。フンを持ち帰らない飼い主は指導する必要があると思います。あるいは罰金を取るシステムにしてはどうでしょうか？つまりその飼い主はそのフンをした家に罰金を払うと。そうすれば糞をされた家もまだ納得がいきます。</p> <p>犬のフンがどこに落ちているか報告出来る街になり犯人を見つけられれば犬のフンを減らせるのではありませんか？そうすれば清潔な街になります。</p> <p>ともかくこの問題に対する対策を検討していただきたいです。</p> <p>自分もまた何かいいアイデアが浮かべば提案したいと考えております。</p> <p>いずれにしてもこの問題は多くの家や町民が頭を悩ませているはずで。</p>	<p>町政につきまして、日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。 飼い犬のふんの放置に関する苦情は、町にも多く寄せられております。</p> <p>心無い飼い主による犬のふんの放置は、環境衛生上の問題もさることながら、地域の皆さんに不快な思いをさせる行為であり、町においても対応にたいへん苦慮しております。苦情をいただいた際には、直ちに現場を確認するなどの対応をとっておりますが、その時点で飼い主を特定することは難しく、直接指導することができないことも少なくありません。そのため、犬のふんの放置が多い場所や頻繁に発生する場所には、啓発看板を設置して注意喚起するとともに、町広報やホームページ、また、飼い犬の登録や狂犬病予防定期集合注射の際に啓発リーフレットを配布するなど、飼い主のモラルやマナーの向上に取り組んでいるところです。</p> <p>また、町では、環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的として、飼い犬等のふんの放置やごみのポイ捨てを禁止する「大磯町美しいまちづくり条例」を平成23年に制定し、環境美化の推進と町民の皆さんの意識の高揚を図っております。この条例には罰則の規定を設けてはおりますが、犬のふんを放置する飼い主の特定が困難な状況下では、条例に定める指導や勧告、命令ができないことから罰則を適用するには至っておりません。</p> <p>なお、御提案のインターネット上のサイトの開設につきましては、多くの方に御覧いただけるものとなりますので、犬のふんの放置の抑止には有効な手段であり放置を減らすことができると思いますが、サイトの開設による影響や課題なども十分に検証する必要があると考えております。</p> <p>犬のふんの放置については非常に悩ましい問題です。もちろん違反者を見つければ放置を減らすことはできると思います。しかし、それは一時的なものになってしまうのではないかと考えます。この問題は直ちに改善できるものではありませんが、今後も注意喚起や啓発活動などにより、根気強く飼い主のモラルやマナーの向上について飼い主の皆さんに訴え続けてまいりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p>

目安箱受付日：R2. 3. 10

掲示日：R2. 3. 31